

那珂川市

幼児教育・保育無償化 利用案内



ここから **那珂川市**

KOCO COLOR NAKAGAWA-CITY

〒811-1292 那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL : (092) 953-2211 FAX : (092) 953-2312

Email : kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp



目 次

1. 無償化の概要・・・・・・・・・・ P 1
2. 施設等利用給付の対象・・・・・・・・ P 1
3. 施設等利用給付の認定について・・・・ P 2
4. 施設等利用給付の請求について・・・・ P 4
5. 注意事項・・・・・・・・・・ P 5

1.無償化の概要

幼稚園		
移行幼稚園 (1号)	満3歳の誕生日前日から対象	無料
未移行幼稚園 (新1号)	満3歳の誕生日前日から対象	上限付き無料 (月25,700円※ ¹ まで)
預かり保育 (新2号)	3歳児(年少クラス)※ ² から対象 (保育の必要性がある場合)	上限付き無料 (月11,300円まで)
預かり保育 (新3号)	1号または新1号認定で非課税世帯の子ども (保育の必要性がある場合)	上限付き無料 (月16,300円まで)

届出(認可外)保育施設等※ ³		
3～5歳児 (新2号)	3歳児(年少クラス)※ ² から対象 (保育の必要性がある場合)	上限付き無料 (月37,000円まで)
0～2歳児 (新3号)	保育の必要性があり、非課税世帯	上限付き無料 (月42,000円まで)

※¹ 国立大学附属幼稚園の場合、月8,700円、国立特別支援学校幼稚部の場合、月400円が上限額となります。

※² 3歳児(年少)とは、満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過している子どものことです。

※³ 届出保育施設、一時預かりの他に、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等に加え病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

2.施設等利用給付の対象

対象となるのは上記「新1号」「新2号」「新3号」の子どもです。「子育てのための施設等利用給付認定」を受けてください。

なお、1号認定は別途申請となります。

<保育の必要性とは>

保護者(両親)が、次のいずれかに該当すること。

- ・常態的に月48時間以上就労している場合
- ・妊娠中または出産後間がない場合(出産日の前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日の後8週間を経過する日の月末まで)
- ・疾病、負傷、障がい等がある場合
- ・同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している場合
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- ・求職活動している場合(90日間。なお、起業の準備を含む)
- ・就学している場合(学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校又は各種職業訓練に限る。ただし、在宅で就学(通信など)を除く。)
- ・虐待やDVのおそれがある場合
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもについて引き続き保育の利用が必要であると認められる場合(届出保育施設または預かり保育を常用している場合に限る)
- ・その他、上記に類似する状態であると市長が認める場合
- ・保育の必要性について、ご不明な点がございましたら、子育て支援課(953-2211)へご相談ください。

3.施設等利用給付の認定について

児童と保護者が認定希望日時点において、那珂川市に住民登録がある方が申請できます。

（転入予定の方はご相談ください。）

（１）認定申請の期限

利用を希望する月の３ヶ月前から認定開始希望日まで

※認定の種別を変更する場合も同様です。

※すべての書類が揃ってから認定されるため、さかのぼって認定することができません。

※子育て支援課が書類を受理してから、審査に１週間程度の時間を要します。

認定が却下された場合、給付の対象(無償化)となりませんので、期間に余裕をもって申請することをお勧めします。

（２）提出書類一覧表

施設等利用給付認定を申請するときは、希望する認定区分や保育の必要性の事由によって、提出する書類が異なります。

以下の表を確認のうえ、書類を作成して、**施設経由または直接那珂川市子育て支援課へ提出**してください。

なお、認定の審査には時間を要するため、施設等の利用開始前までに申請をしてください。

新１号		書類		備考
○		子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書		利用申込児童１人につき１枚の提出が必要です。
△		市町村民税額等を証明する書類		補足給付を希望する場合は、１月１日時点の住所地で取得してください。 （１月１日が那珂川市の場合は不要です。）

新２号	新３号	書類		備考
○	○	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書		利用申込児童１人につき１枚の提出が必要です。
△	×	市町村民税額等を証明する書類		補足給付を希望する場合は、１月１日時点の住所地で取得してください。 （１月１日が那珂川市の場合は不要です。）
×	△	市町村民税の非課税を証明する書類		１月１日時点の住所地で取得してください。 （１月１日が那珂川市の場合は不要です。）
○		保育の必要性を証明する書類		児童の保護者(両親)分の提出が必要です。
父・母	就労	会社員・パート等	就労証明書	勤務先からの証明をもらってください。
父・母		自営業	就労証明書 添付資料 ※添付資料は写し(可)	就労証明書を記入のうえ、下記のいずれか一つを添付してください。 ・法人登記簿または営業許可証、開業届（直近５年以内のもの） ・確定申告書１・２表または請負契約書、自営していることがわかる書類（相手方からの請求書等）（直近１年以内のもの）
父・母	求職活動		誓約書兼就職活動報告書	活動状況の申し立てが必要です。 認定期間は９０日間となります。
父・母	妊娠・出産		母子手帳等の写し	母子手帳は、氏名・分娩予定日が記載されたページ（氏名・分娩予定日以外の項目は黒塗りでの提出可）をコピーしてください。
父・母	就学		在学証明書等	学生証の写し、在学証明書または受講決定通知書及びカリキュラム、時間割がわかるものを添付してください。
父・母	疾病、負傷、障がい等		診断書	子どもを保育できないことがわかる診断書を提出してください。
父・母	介護・看護		診断書または障害者手帳等	診断書または障害者手帳等の写しを提出してください。
父・母	その他		市の求める証明書等	申請前にあらかじめ子育て支援課にご相談ください。

○：必要

△：場合によって必要

×：不要

※必要な書類がすべて揃うまでは、受け付けできません。

※上記のほか、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

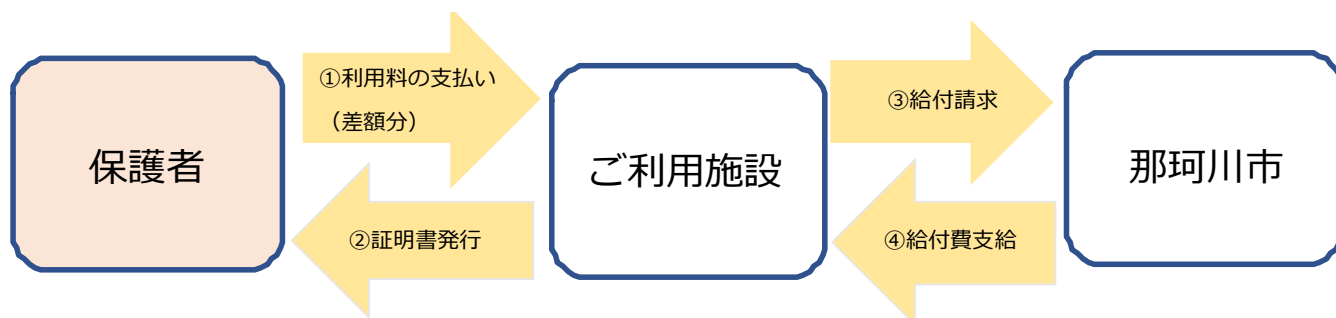
※書類はボールペン（消えないもの）で記入してください

(3) 認定申請の結果

- 施設利用給付認定が認められた場合、「施設等利用給付認定通知書」が交付されます。
通知書には認定区分、有効期間、保育の必要性の事由（該当の場合のみ）などが記載されています。
通知を受け取ったときは必ず内容を確認してください。
- 認定には有効期間があります。施設利用中でも、有効期間外の利用は、給付の対象(無償化)にならないので、料金が発生または増額します。
- 有効期間が終了するときの通知はありません。有効期間以降も施設等を利用する場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

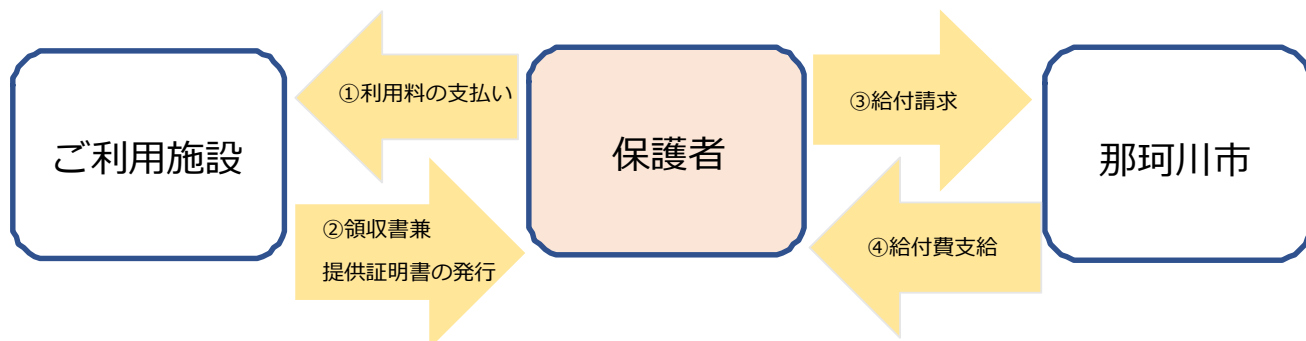
4.施設等利用給付費の請求について

(1) 法定代理による支給（未移行幼稚園・博多みなみ保育園・リリィ保育園）



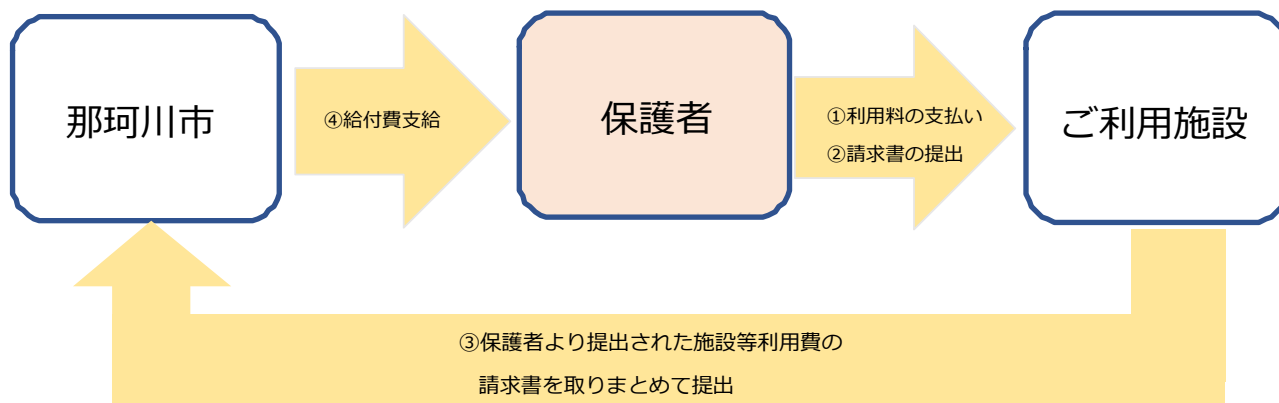
- ①保護者は月額保育料が月額給付上限額を超えた場合、施設に対して差額分を支払います。
- ②施設は領収証（差額分）および特定子ども・子育て支援提供証明書（以下、「提供証明書」という）を交付します。
- ③施設是那珂川市に対して無償化対象者分の給付請求を行います。
- ④那珂川市は請求に基づき審査を行い、審査後施設に給付費を支給します。

(2) 償還払いによる支給（預かり保育・上記以外の届出保育施設・一時預かりなど）



- ①保護者は、施設等に対して利用料を支払います。
- ②施設等は、保護者に対して領収証および提供証明書を交付します。
- ③保護者は、那珂川市に対して無償化対象者分の給付請求を行います。
- ④那珂川市は、請求に基づき審査を行い、審査後保護者に給付費を支給します。

(3) 償還払いによる支給（認定こども園・移行幼稚園の預かり保育）



- ①保護者は、施設等に対して利用料を支払います。
- ②施設等は、保護者の那珂川市宛の請求書を取りまとめます。
- ③施設等は、保護者のからの請求書を那珂川市に提出します。
- ④那珂川市は、請求に基づき審査を行い、審査後保護者に給付費を支給します。

5.注意事項

共通

- 認定申請書の内容に変更があった場合は、変更手続きが必要になります。
住所や家族構成、父母の就労先など、申請時から変更する場合は那珂川市子育て支援課にご相談下さい。
- 申請書の記入には、消せるボールペンやシャープペンシルは使用できません。
- 那珂川市外に転出した場合、転出日をもって給付認定が取り消されます。
転出後も施設等を利用する場合は、転入後の市町村へ認定申請が必要です。
なお、認定終了日は、転出先の市町村との調整によって変動する場合があります。
- 月途中で転出入した場合、給付上限額が日割り計算されます。
- 認可保育施設や企業主導型保育施設は、施設等利用給付認定の対象外です。
無償化については各施設にお問い合わせ下さい。
- 那珂川市外の無償化対象施設も給付対象です。
無償化対象施設は、施設が所在する市町村のホームページなどでご確認ください。
- 施設を利用中でも、給付認定の有効期間外は、無償化の対象外です。
給付認定されていない期間は、保育料が発生または増額します。
- 給付認定終了のお知らせはありません。
認定期間は認定決定通知書または認定変更通知書でご確認ください。

新1号認定

- 預かり保育を利用した場合は、無償化の対象になりません。
預かり保育を無償化の対象とするには、新2・3号認定が必要です。

新2・3号認定

- 申請書が提出された日以降しか認定されませんので、それ以前に利用された場合は、自己負担となります。
認定には有効期間（認定期間）があり、入園中でも認定期間外に在園している場合、料金は自己負担となります。
- 毎年、就労等の状況確認（現況届）を提出する必要があります。
保育の必要事由の状況確認のため、毎年現況届の提出が必要です。例年1～2月頃、提出が必要な方に郵送で案内が届きます。現況届を提出しない人は、認定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。
- 認定申請を省略できる場合があります。
那珂川市内の認可保育施設へ入所申請中の子どもは、入所申請書を認定申請書としてみなし認定することができます。詳しくは、那珂川市子育て支援課へお問い合わせください。
- 複数の施設等を利用する場合は、一部支給対象外になる可能性があります。
複数の施設等を利用する場合は、事前に那珂川市子育て支援課へご相談ください。
- 病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業は、請求先が別になります。
那珂川市こども応援課が上記2事業の請求先です。詳しくは、那珂川市こども応援課へお問い合わせください。